

静岡県公安委員会規程第2号

認知機能検査の実施に関する規程を次のように定める。

平成30年2月27日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

認知機能検査の実施に関する規程の一部を改正する規程

認知機能検査の実施に関する規程（平成21年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査の委託) 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>特に</u> 必要があると認めるときは、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が検査を行うものとする。	(検査の委託) 第2条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が検査を行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。